後に終了する特定期間（法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下同じ。）に係る有価証券報告書（当該特定期間が六月を超えないものに限る。）の提出後、遅滞なく提出するものに限る。）については、前項の規定による廃止前の金融商品取引法施行令第十四条の十第一項の規定に基づき入出力装置の技術的基準を定める件第一項第二号の基準を適用する。

3　附則別表第二の書類の欄に掲げる書類のうち、平成二十五年九月十七日以後に提出するものについては、この告示を適用することができる。

4　前項の規定によりこの告示を適用して提出した書類の訂正に係る書類については、この告示を適用する。

5　附則第三項の規定によりこの告示を適用して提出した公開買付届出書（法第二十七条の三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する公開買付届出書（法第二十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める添付書類を除く。）をいう。）に係る公開買付撤回届出書（法第二十七条の十一第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付撤回届出書をいう。）、公開買付報告書（法第二十七条の十三第二項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付報告書をいう。）及び対質問回答報告書（法第二十七条の十第十一項に規定する対質問回答報告書をいう。附則別表第一及び附則別表第二において同じ。）については、この告示を適用する。

6　附則第三項の規定によりこの告示を適用して提出した大量保有報告書（法第二十七条の二十三第一項又は第二十七条の二十六第一項に規定する大量保有報告書をいう。附則別表第一及び附則別表第二において同じ。）又は変更報告書（法第二十七条の二十五第一項又は第二十七条の二十六第二項に規定する変更報告書をいう。以下この項及び附則別表第一並びに附則別表第二において同じ。）に係る変更報告書については、この告示を適用する。

附則別表第一

府令	書類	様式	適用対象
企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）	有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書のうち、法第五条第一項の規定によるものを用いて「財務諸表等規則」（第八章、四半期財務諸表等及び中間財務諸表等に関する第八十三条以下この表において「財務諸表等規則」という。）		